

職員の政治的行為の制限に関する条例について

1 制定趣旨

職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの

2 構成

第1条 目的	第4条 懲戒処分等
第2条 政治的行為の制限	第5条 施行の細目
第3条 本市の区域外から行う政治的行為	

3 主な内容

(1) 制限する政治的行為の追加

◆地方公務員の政治的行為については、地方公務員法の規定に基づき、特定の政党の支持など一定の政治的目的をもって、投票の勧誘、署名の企画、寄付金の募集などの行為を行うことが制限されているが、国家公務員の場合は、国家公務員法を受けた人事院規則によって、より広範な行為が制限されている。

◆地方公務員法第36条第2項第5号において、制限する行為を条例で追加できる旨が規定されていることから、本条例案では、本市職員に国家公務員に近い政治的行為の制限を課すため、次の行為等、国家公務員のみには制限されている行為を列記する

- ・特定の政党の支持等に職名、職権等を利用すること
- ・政治的団体の機関紙発行、配布などを行うこと
- ・示威運動の企画、組織などを行うこと
- ・集会等で公に政治的意見を述べること
- ・政治的団体の表示に用いられる旗、腕章等を作成、配布すること

(2) 懲戒処分

この条例により新たに制限される行為を含め、地方公務員法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行った場合は、閣議決定の趣旨を踏まえ、原則として懲戒免職処分とする等、公正かつ厳格な措置を行う。

また、政治的行為の制限について、国家公務員法の例によるとされている教育公務員が同法に違反して政治的行為を行った場合も、同閣議決定の趣旨を踏まえ厳格に矯正する等の措置を行う。

4 施行期日

平成24年8月1日

職員の政治的行為の制限に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、本市において公務員に求められる政治的中立性を揺るがす事象が生じていることにかんがみ、職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障し、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

(政治的行為の制限)

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）は、同条第1項、第2項（同項第1号から第4号までに係る部分に限る。）及び第3項の規定により禁止し、又は制限される政治的行為をしてはならず、並びに政治的目的（特定の政党その他の政治的団体若しくは特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、若しくはこれに反対する目的又は公の選挙若しくは投票において特定の人若しくは事件を支持し、若しくはこれに反対する目的をいう。以下同じ。）をもって、同条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次に掲げる政治的行為をしてはならない。

- (1) 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること
- (2) 賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員又は本市の公務員に与え、又は支払うこと
- (3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、

配布し、又はこれらの行為を援助すること

- (4) 多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること
- (5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- (6) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること
- (7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること
- (8) 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること
- (9) 勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること
- (10) 何らの名義又は形式をもってするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること

(本市の区域外から行う政治的行為)

第3条 職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域（当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ。）外から本市の区域内にあてて行った場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分等)

第4条 任命権者は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的
行為を行った場合は、「地方公務員の政治的行為に関する質問主意書」に対する国
会法（昭和22年法律第79号）第75条第2項の規定による内閣の答弁（内閣衆質180
第288号。次項において「内閣答弁」という。）において、法は、職員の政治的行為
の制限の違反に対しては、懲戒処分により地方公務員たる地位から排除すること
をもって足るとの見地から、地方公務員の政治的行為の制限については罰則を付すべ
きでないとの趣旨であるとの見解が示されたことを踏まえ、当該職員に対し原則と
して懲戒処分として免職の処分をする等の必要な措置を公正かつ厳格にとるもの
とする。

2 任命権者は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する
教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員
法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場
合は、内閣答弁において、教育公務員特例法は、教育公務員の政治的行為の制限の
違反については教育行政の手によってこれを矯正するとの見地から、教育公務員の
政治的行為の制限については罰則を付すべきでないとの趣旨であるとの見解が示さ
れたことを踏まえ、当該教育公務員を厳格に矯正する等の必要な措置を公正かつ厳
格にとるものとする。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

平成24年 月 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員に対して制限する政治的行為を定めるとともに、職員の政治的行為の制限に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

	職員の政治的行為の制限に関する条例案	国家公務員（国家公務員法102条、人事院規則14-7）	地方公務員（地方公務員法36条）
禁止される政治的行為	(1) 職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること	1 <u>政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員をあおってはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようとして、若しくは約束してはならない。（3項） 寄附金その他の金品の募集に関与すること。（2項3号）
		2 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようとして又は与えようとおびやかすこと。	
		3 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。	
	(2) 賦課金、寄付金、会費又はその他の金品を国家公務員又は本市の公務員に与え、又は支払うこと	4 <u>政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。（1項） （※政治目的の有無を問わない。）
		5 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。 6 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。	
	(3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること	7 <u>政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。</u>	

		8 政治的目的をもって、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。	・ 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。（2項1号）
		9 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。	・ 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。（2項2号）
	(4) 多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること	10 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。	
	(5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること	11 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。	
		12 政治的目的を有する文書又は図画を国又は特定独立行政法人の庁舎（特定独立行政法人にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は特定独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。	・ 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。（2項4号）
	(6) 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること	13 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。	
	(7) 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること	14 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。	

<p>(8) 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること</p>	<p>15 <u>政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。</u></p>	
<p>(9) 勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること</p>	<p>16 <u>政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。</u></p>	
<p>(10) 何らの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること</p>	<p>17 <u>なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。</u></p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為（2項5号）